

共済制度発足

50周年特集号

CONTENTS

設立 50 周年を迎えて	2
共済組合 50 年のあゆみ	4
組合会議員選挙結果	11

設立50周年を迎えて

愛媛県市町村職員共済組合

私たちの共済組合は、昭和37年12月1日に施行された地方公務員等共済組合法により、我が国の社会保障制度の一環として、地方公務員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するための短期給付、長期給付及び福祉事業を三本柱とした地方公務員の共済制度として設立され、本年は、ちょうど50周年を迎えることとなります。

この間、本組合では、短期経理財政の悪化や保養施設「白鷺荘」と「南海荘」の閉鎖、宿泊施設「えひめ共済会館」の改修・耐震補強など種々の困難な問題に直面しながらも、組合員はじめ関係の皆様のご理解とご協力により、これらの諸問題を解決してまいりました。

今日では、医療、年金の法定給付に加え、健康の保持増進を図ることを目的とした人間ドック等の保健事業、生活習慣病予防のための特定健康診査等、また組合員の生活を側面から支援する貯金事業、貸付事業及び物産事業並びに宿泊施設「えひめ共済会館」の経営など、逐次各事業の拡充を図り、組合員・ご家族の福祉の向上のため大きな役割を担っております。これ偏に、皆様のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおり我が国の急速な少子高齢化の進展は、公的年金制度や医療保険制度など社会保障制度にも大きな影響を及ぼしており、共済組合の各事業は、今、大きな転換期を迎えているといえます。

公的年金制度におきましては、平成19年に国会に提出されました

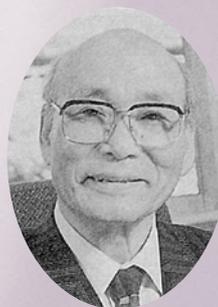
歴代理事長

初代理事長



玉本 善三郎
(伊予市長)
在任期間
昭37・12～39・11

第2代理事長



原田 改三
(北条市長)
在任期間
昭39・12～47・11

第3代理事長



清水 新平
(八幡浜市長)
在任期間
昭47・12～49・11

第4代理事長



西 健次
(小松町長)
在任期間
昭49・12～59・11

第5代・第7代理事長



桑原 富雄
(西条市長)
在任期間
昭59・12～61・11
平2・12～7・11

被用者年金一元化法案をベースに負担と給付を見直すことが『社会保障と税の一体改革』の中で位置付けられ、本年8月10日に職域年金を廃止したうえで、共済年金を厚生年金に統合することを柱とする被用者年金一元化法が可決・成立し、平成27年10月から施行されることとなりました。

一方、職域加算廃止後の新たな年金の給付につきましても、11月2日に臨時国会に提出されておりましたが、同月16日に可決・成立いたしました。

今後、27年10月からの施行に向けた本格的な作業が進められることとなります。

また、医療保険制度におきましては、一昨年12月、「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上でも現役世代と同じ国民健康保険か被用者保険に加入するとした『最終とりまとめ』が示されましたが、先の通常国会には法案の提出がなされず、短期財政を大きく圧迫しております高齢者医療制度の見直しなどは、今後、検討し結論を得るということになっており、先行き不透明な状況であります。

このほか、地方行政におきましては、行財政改革の取り組みが進んでおりますが、市町村合併や団塊世代の退職などによる大幅な職員の減少や給与の減額などは、共済組合の事業運営にも大きな影響が及んでおります。

このように、今、共済組合は、年金、医療のみならず、制度全体に多くの課題を抱えておりますが、50周年という一つの区切りを迎え、気持ちを新たにこれらの課題に取り組んでまいる所存ですので、なお一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

終わりに、50周年に当たり本特集号を編集いたしましたので、過去50年のあゆみの記録としてご一読いただければ幸甚に存じます。

第11代理事長



高須賀 功
(東温市長)
在任期間
平20・10～

第10代理事長



玉水 寿清
(久万高原町長)
在任期間
平17・2～20・9

第9代理事長



榎田 與一
(大洲市長)
在任期間
平12・12～17・1

第8代理事長



伊藤 武志
(新居浜市長)
在任期間
平7・12～12・11

第6代理事長



岡本 要
(伊予市長)
在任期間
昭61・12～平2・11

50年のあゆみ

地方公務員共済組合制度の沿革と 愛媛県市町村職員共済組合のあゆみ

愛媛県市町村職員共済組合は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき、昭和37年12月1日に設立された特殊法人で、本年をもちまして満50年を迎えました。

この間、医療・年金制度においては急速に進む少子・高齢化に伴い、将来にわたって安定した制度運営を行うための諸改革が行われ、また、福祉事業においては組合員及び被扶養者の皆様の健康と福祉の向上に寄与するために随時改正を行ってきました。

そこで、本号では共済制度の沿革及び本組合のあゆみについてご紹介します。

総則事業

地方公務員の共済制度は、組合員及びその被扶養者の皆様の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。昭和37年の制度発足当初から現在までの組合員数等の推移は下表のようになっています。

なお、昭和49年には、退職後も引き続き最長2年間組合員であったときと同様に、共済組合の短期給付事業と福祉事業の一部を受けることができる任意継続組合員制度が創設されました。

組合員数

平成24年9月末現在における組合員数は、1万5004人(男9774人、女5230人)で、制度発足当時と比べ約26%増加していますが、市町村合併による人員統合や団塊の世代の大量退職等の影響でピーク時と比べると約20%減少しています。

被扶養者数

平成24年9月末現在における被扶養者数は、1万7967人となっております。制度発足当時と比べ約5・2%減少しています。また、組合員1人当たりの被扶養者数は、制度発足時の1・6人から1・17人に低下しています。

組合員数、任意継続組合員数、被扶養者数及び平均給料月額など

(単位：人、円)

年度	組合員	任意継続組合員	小計	被扶養者	扶養率	平均給料月額
昭和37	11,861	—	11,861	18,953	1.60	19,631
47	14,665	—	14,665	19,823	1.35	72,603
57	17,225	358	17,583	23,936	1.36	186,071
平成4	17,877	500	18,377	25,222	1.37	282,604
8	18,712	473	19,185	24,715	1.29	308,670
14	18,402	476	18,878	23,804	1.26	325,008
19	16,657	399	17,056	21,947	1.29	324,354
24	15,004	338	15,342	17,967	1.17	318,232

平均給料月額
平成24年9月末現在における組合員の平均給料月額は、31万8232円となっています。

※平成24年度は9月末日現在

短期給付事業「医療」

短期財源率は財政状況により随時改定されてきました。平成15年度から財源率の算定方法に総報酬制が導入され、導入後の最低は65・02%（平成17年度）、最高は97・44%（平成23年度）となっています。

医療費の自己負担に対する払戻しの基礎控除額は、家族（家族療養費附加金）が500円（昭和37年12月）、本人（一部負担金払戻金）が2000円（昭和59年10月）から始まりましたが、現在はいずれも2万5000円に引き上げられています。

また、一人当たり医療費は、本人が1万3182円（昭和37年度）から11万8572円（平成24年度推計）に、家族が2311円（昭和37年度）から12万4344円（平成24年度推計）に増加しています。

医療保険制度は昭和36年に国民皆保険を実現した後、高度経済成長を背景に制度の充実が図られてきました。特に昭和48年は、老人医療費の無料化、家族の7割給付の実現、高額療養費の創設などが行われ、「福祉元年」と呼ばれました。

しかし、昭和50年代になるとオイルショックによる高度経済成長の終焉や高齢化の進展といった社会の変化の中で、昭和58年に老人保健制度の創設、昭和59年には、退職者医療制度の創設、本人の医療費に1割負担の導入といった制度の見直しが行われてきました。

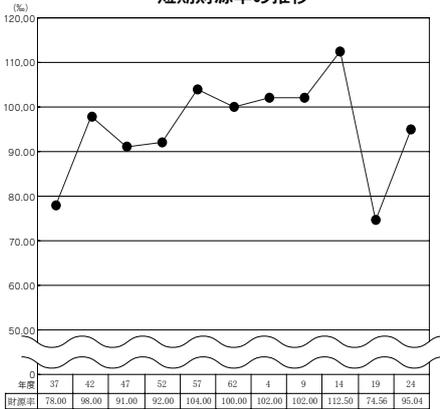
平成以降、少子高齢化の進行と長期

にわたって低迷する経済情勢の影響により、制度の持続可能性を高めるための制度改革が推進され、平成15年には本人の医療費に3割負担が導入され、平成20年には新たな高齢者医療制度が創設されました。こうした中、本組合の短期経

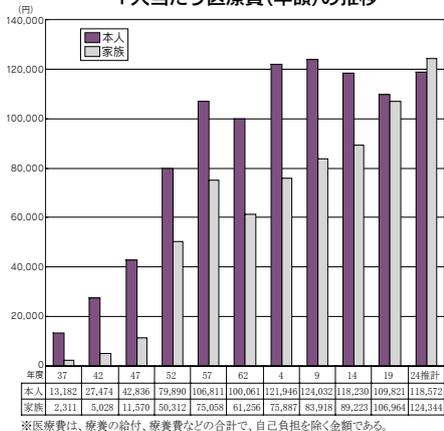
財政は、高齢者医療制度への支援金等の増加による悪化が続き、特に平成18年から平成23年までは6年連続で全国連合会が実施する財政調整事業及び特別財政調整事業から調整交付金を受けるといふ大変厳しい財政状況となっています。

この高齢者医療制度の見直し等については、今年2月に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、現在議論されています。また、今年8月に公布された被用者年金一元化法において、平成27年10月から地方公務員にも標準報酬制が導入されることとなっています。

短期財源率の推移



1人当たり医療費（年額）の推移



長期給付事業「年金」

昭和37年12月に全ての地方公務員を対象とした地方公務員等共済組合法による年金制度が施行されて、今年で50年となりました。

その間、様々な制度改正が行われてきました。昭和60年には、急速な高齢化社会に対応できる長期的に安定した公的年金制度を確立するため、全国民を対象とした基礎年金制度の導入を始めとする年金制度全体の大改革が行われ、翌年4月から現在の年金制度がスタートしました。

また、平成6年と平成12年には、少子高齢化の進行等に対応するため、年金の支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げる改正が行われました。

現在、平成24年2月17日に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」に従い、年金制度の改革が行われています。その

中の「被用者年金一元化法」が今年8月10日に成立し、平成27年10月から共済年金を厚生年金に統合することになりました。これにより、公務員及び私学教職員も厚生年金制度に加入することになり、保険料率も段階的に引き上げて厚生年金の保険料率に統一されます。

また、共済年金の公務員の身分、職務の特殊性等を考慮して設けられた3階部分（職域年金相当部分）も平成27年10月から廃止されますが、それに代わる新たな年金について、別に法律で定められました。

なお、本組合の年金受給者数は、平成22年度に現職の組合員数を上回り、現在1万6000人超となっております。

年金受給者数の推移

(単位:人)

年度	新法	旧恩給条例	旧法	計
昭和38	115	308	57	480
昭和47	1,695	268	37	2,000
昭和57	4,726	216	18	4,960
平成4	8,258	130	7	8,395
平成14	11,963	84	18	12,065
平成24	16,514	31	16	16,561

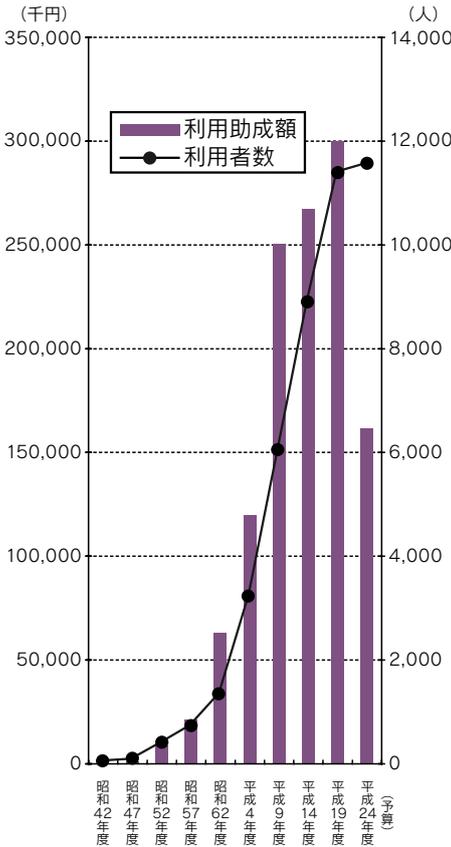
※平成24年度は9月末日現在

保健事業

保健事業は、昭和37年度に人間ドック利用助成及び補装具補助の事業でスタートしました。その後、福祉施設利用助成、脳ドック利用助成、がん検診補助、メンタルヘルスを含む健康相談、インフルエンザ予防接種補助等に加え、平成20年度からは内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

共済組合では、医療費の増高を防ぐとともに、皆さんの健康保持増進に寄与するため、適宜事業の見直しを行っており、現在では次表の事業を実施しています。また、人間ドック等利用助成事業につきましても、健康意識の高まりとともに希望者が増加しており、本年度においては、申込者数は1万2000人近くになっています。

人間ドック等利用助成額及び利用者数の推移



事業の種類

	人間ドック等利用助成	人間ドック利用助成	
		脳ドック利用助成	眼底検診 大腸がん検診 HbA1c
保健関係	がん検診補助	ミニドック	デジタルCR ハリカルCT
		肺がん検診	
		胃がん検診	
		子宮がん検診	
		乳がん検診	
		前立腺がん検診	
		肝炎ウイルス検診	HBs抗原 HCV抗体
保養関係	インフルエンザ予防接種補助		
	はり・きゆう施術料助成		
	愛媛共済会館利用助成		
研修会等関係	新婚・銀婚等利用助成		
	福祉施設利用助成		
その他	労働安全衛生業務担当者研修会		
	ライフプランセミナー 健康講習会補助		
特定健診・保健指導	電話健康・メンタルヘルス相談		
	県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業		
	特定健康診査	特定保健指導	

福祉施設

えひめ共済会館は、昭和49年4月に松山市の中心街にオープンし、今年で38年目を迎えました。

この間、2度の改修工事(昭和63年、平成12年)及び耐震診断を踏まえた耐震補強改修工事(平成21年12月～平成22年5月)を実施し、平成22年6月の営業再開に当たっては、宿泊室及び会議室の一部に耐震補強機材を設置したことに
よる利用料金の見直しを行ったほか、利用率の向上を図るため、ホームページから宿泊予約が出来るよう当会館のホームページをリニューアルしました。

また、学生を対象とした「宿泊サポートプラン(1人1泊2食付5,000円)」をはじめ、愛媛県産の旬の食材を使用し

「四季の伊予路プラン(1人1泊2食付7,100円)」や夏季限定のビアパーティーなど、組合員の皆様の多様なニーズにお応えできるよう様々なプランをご用意させていただいております。

なお、昨年7月からスタートし、ご好評を頂いております四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン「四国旅劇場」は、今年度末で終了いたしました。来年以降も新たな合同キャンペーンを実施することとして現在検討しています。

より一層、安全・安心で快適な施設運営を心がけてまいりますので、引き続き宿泊・宴会・会議等のご利用をお願いいたします。

現行宿泊料金表

客室タイプ	客室タイプ	宿泊人数	宿泊料(税込)
洋室シングル (バス無し)	A	1人	1,100円 (3,500円)
洋室シングル (耐震プレース無し)	A	1人	2,300円 (4,700円)
洋室シングル (耐震プレース有り)	B	1人	1,800円 (4,200円)
洋室ツイン (耐震プレース無し)	A	1人	3,000円 (5,400円)
		2人	3,800円 (8,600円)
洋室ツイン・和室 パリアフリールーム (耐震プレース有り)	B	1人	2,400円 (4,800円)
		2人	2,800円 (7,600円)

- 備考 1 組合員、一般の料金区分はありません。
2 客室タイプAは、耐震補強機材の影響がありません。客室タイプBは、部屋の一部に耐震補強機材の影響があります。
3 宿泊料は、えひめ共済会館利用助成金(1人1泊2,400円)を控除した後の組合員及び被扶養者のお支払い料金です。
4 ()内は、助成金控除前の料金です。

貸付事業

本事業は、組合員の臨時の支出に対する貸付を行うこととして昭和37年12月に創設されました。当初、貸付種別は一般貸付と住宅貸付の2種類、貸付限度額は、一般貸付が1万円以上5万円まで、住宅貸付は6万円以上10万円まで、貸付利率(変動)は年7・2%で、貸付を受けるにあたっては連帯保証人が2名必要とされてきました。

以後、昭和39年4月特別貸付、昭和44年2月災害貸付の新設、昭和51年10月貸付債権共同保全事業制度の導入に伴う連帯保証人・抵当権等の廃止、昭和58年12月団体信用生命保険制度の導入、平成6年4月住宅・災害貸付のボーナス併用償還の開始など、事業内容の充実を図ってまいりました。

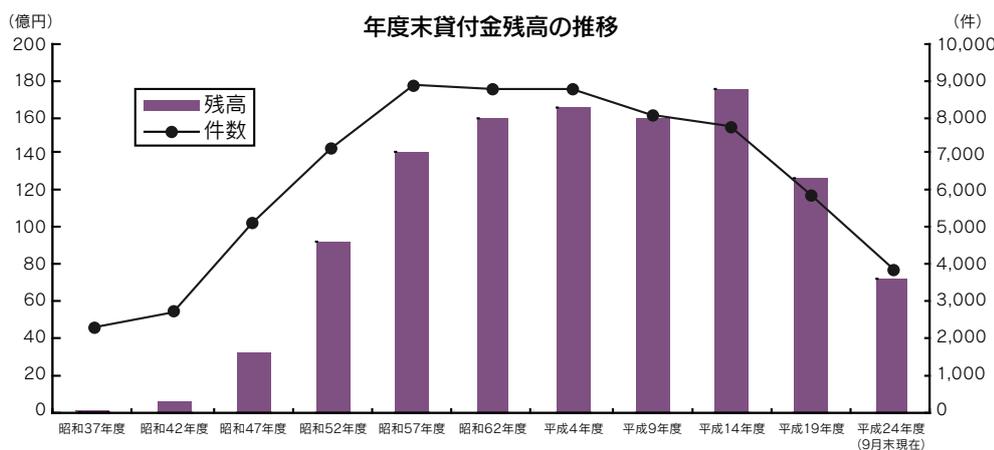
その後は、破産などによる貸付事故が急増したため、平成18年6月から400万円を超える住宅貸付・災害貸付には抵当権の設定が必要とされるとともに、すべての借入金に係る返済額が給料月額や年収の30%以内であることが貸付要件に加わりました。

現在の貸付利率(変動)は、年2・72%(貸付債権保全に係る一部負担金年0・06%を含む)で、貸付金は、給与等から控除のうえ返済していただくこととされています。

この貸付金は、将来皆様が退職し受給することとなる貴重な共済年金の資金を借り入れたものであり、共済組合

では、常に債権の保全に努めています。組合員の皆様には、償還に無理のない資金計画での利用をお願いします。

年度末貸付金残高の推移



貯金事業

本事業は、組合員の財産づくりとゆとりのある生活設計等に寄与することを目的に、昭和47年8月1日に、年利6・8%の普通貯金として創設されました。

初年度の加入者は25,000人、貯金残高は1億5,000万円でしたが、昭和61年度には貯金残高が100億円を突破し、平成19年度には加入者1万6,000人、貯金残高579億円を超えました。現在は、加入者94,000人、貯金残高526億円となっています。

金融機関の預金金利が下がり続ける中、年利1・0%の高金利を維持する

物資供給事業

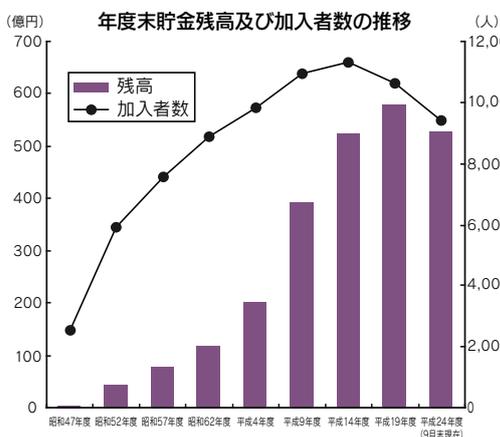
本事業は、生活必需物資をより安く供給し、支払いを容易にすることにより、組合員の生活の安定と福祉の増進に役立てることを目的に、昭和47年10月1日に創設されました。

当初は、電気製品・家具調度品・嫁入道具・自動車の3品目の取扱いで、利用限度額は40万円でしたが、現在では、楽器・洋服・自転車・自動二輪車・時計・貴金属等も取扱、約160業者と契約し、償還利率(変動)は、年2・9%で、利用限度額は、200万円となっています。

売上高は、平成5年度に年間9億円

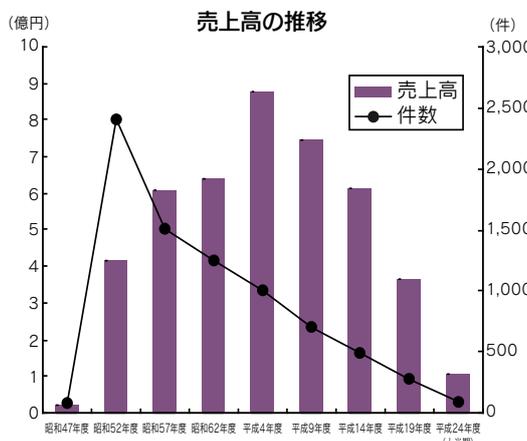
とともに、安全性を重視した資金運用を行い、皆様に安心してご利用いただけるよう努めています。

年度末貯金残高及び加入者数の推移



を超えましたが、その後減少し、平成23年度は2億3,000万円の利用をいただいています。

売上高の推移



設立50年 共済制度・共済組合のあゆみ

年	共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ
昭和37	地方公務員等共済組合法施行(12月) 愛媛県市町村職員共済組合設立(〃) —医療、年金、保健、貸付の各事業—	昭和54	財形住宅貸付制度発足(2月) 保養所「白鷺荘」を私立学校教職員共済組合へ売却(3月)
昭和38	継続療養の給付期間延長(3年→5年)(4月) レクリエーション費補助事業の創設	昭和55	退職一時金、返還一時金及び死亡一時金の廃止(1月) 脱退一時金及び特例死亡一時金の創設(1月) 継続長期組合員制度の創設(1月) 退職年金の支給開始年齢の段階的引上げ(55歳→60歳)(1月)
昭和39	住宅貸付に抵当権設定(4月) 保養所「白鷺荘」オープン(8月)		
昭和41	健康組合員表彰事業の創設(4月) レクリエーション費補助事業の廃止 年金額の改定規定の創設(10月)	昭和56	初診時一部負担金の引上げ(800円)(3月) 本人の高額療養費制度の創設(3月) 被扶養者認定要件の所得限度額 —65歳以上、65未満で区分— 診療分の附加給付(災害を除く。)の支給停止(9月～昭和57年3月)
昭和42	年金の額の改定等に関する法律制定 公務上の障害年金等と障害補償年金等の調整(12月) 初診時一部負担金(100円→200円)(9月)		
昭和43	(市町村別)レクリエーション助成事業の創設(4月)	昭和57	長期給付に対する公的負担4分の1カット(57年度～59年度) 市町村職員共済組合連合会の短期給付財政事業の開始(9月)
昭和46	胃及び子宮がん検診補助事業の創設(4月) 保養所「南海荘」オープン(7月) 家族療養費附加金の基礎控除額1,000円に(10月)		
昭和47	福祉施設利用助成事業の創設(4月) 貯金事業スタート(8月) 物資事業スタート(10月)	昭和58	老人保健法施行 —一部負担金必要—(2月) ミニドック・はりきゅう施術料補助制度の創設(4月) 貸付事業団体信用生命保険制度の導入(12月)
昭和48	老人福祉法に基づき老人医療費無料化(1月) 埋葬料、出産費関係附加金の新設(4月) 家族の高額療養費制度の創設(10月) 災害見舞金附加金の改正(10月)	昭和59	地方公務員共済組合連合会の設立(4月) 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の解散(4月) 全国市町村職員共済組合連合会の設立(4月) 退職者医療制度の創設(10月) 任意継続組合員の期間延長の特例(2年→5年)(10月) 任意継続組合員の掛金前納制度の新設(10月) 本人医療費の定率1割自己負担の導入と一部負担金払戻金の新設(2,000円)(10月) 特定療養費の創設(10月)
昭和49	「えひめ共済会館」オープン(4月) 任意継続組合員制度の創設(6月) 年金額の算定方式に通年方式を導入(9月) 年金額の算定の基礎となる給料の改正(退職前3年間の平均給料→退職前1年間の平均給料)(9月) 年金額の自動改定規定の創設(9月) 遺族年金に扶養加給制度を創設(9月)		
昭和50	障害年金の受給権の消滅期限の延長(11月)	昭和60	特例継続組合員制度並びに特例退職年金及び特例遺族年金の創設(3月) 高額医療貸付の新設(10月)
昭和51	郡市大会助成事業の創設(4月) 健康組合員表彰事業の廃止(4月) 任意継続組合員の期間延長(1年→2年)(7月) 遺族年金に寡婦加算制度を創設(8月) 貸付債権共同保全事業制度の導入及び連帯保証人・抵当権等の廃止(10月) 通算遺族年金の創設(10月)	昭和61	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(4月) —新しい地方公務員共済年金制度のスタート— 被扶養者認定要件の所得限度額 —60歳以上、60歳未満で区分— 高額医療費の支給基準額の引上げ(51,000円→54,000円)(5月)
	昭和52		健康組合員等表彰事業の復活(4月)
昭和53	初診時一部負担金の引上げ(600円)(1月) 傷病手当金の支給期間延長(6月→1年6月)(1月) 家族療養費附加金の基礎控除額改正(3,000円)(4月)	昭和62	老人保健法一部改正(1月) —一部負担金の改定等— 給付金等を組合員の個人口座へ送金(短期給付6月～、貯金・貸付・保健7月～) 住宅貸付金に特例利率適用(8月～平成2年5月)

年	共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ
昭和63	えひめ共済会館改修工事(10月～H1年3月休館)	平成8	高額療養費の自己負担限度額の引上げ(63,000円→63,600円)(6月) 全国市町村職員共済組合連合会宿泊施設「東京グリーンパレス」オープン(11月)
昭和64 平成1	「えひめ共済会館」リフレッシュオープン(4月) 高額医療費の支給基準額の引上げ(54,000円→57,000円)(6月)		平成9
平成2	年金の支給が年6回に改正(2月～) 地方公務員共済組合連合会へ公立学校共済組合及び警察共済組合の加入(4月) 被用者年金制度間の財政調整事業の開始(4月) 全国連合会の短期給付特別財政調整事業の開始(4月) 組合公報の名称「共済だより石鎚」に決定(10月)	平成10	
		平成11	一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正(本人2,000円→4,000円、家族3,000円→5,000円)(1月) 介護休業手当金の創設(4月) 老人保健の薬剤一部負担免除(7月)
平成3	組合員証の被扶養者の続柄を「子」に統一(4月) 基礎年金支払代行制度の実施(4月) 高額医療費の自己負担限度額の引上げ(57,000円→60,000円)(5月)	平成12	介護保険制度の創設(4月) えひめ共済会館改修工事(6月・7月休館)リニューアルオープン(8月) えひめ共済会館婚礼業務廃止(8月) 退職共済年金の給付水準の5%適正化 60歳代前半の支給開始年齢の引上げ
平成4	老人保健法改正(1月) ——一部負担金の改定等—— 育児休業期間中一貸付、物資の償還(払込)猶予(4月) 出産手当金の支給対象の改善並びに出産費及び配偶者出産費の最低保障額の引上げ(4月)		平成13
平成5	事務局の土曜閉庁の開始(4月) 高額療養費の自己負担限度額の引上げ(60,000円→63,000円)(5月)	平成14	
平成6	災害貸付金に特例利率適用(1月) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(4月) ——60歳代前半の年金の見直し—— 貸付(ボーナス併用償還)の新設(4月) 肺がん検診事業(喀痰検査)の新設(4月) 介護支援助成事業の創設(4月) 入院時食事療養費、家族入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、移送費及び家族移送費の創設(10月) 育児手当金、看護料の廃止(10月)		平成7
平成8	保養所「南海荘」廃止(3月) 普通貸付の結婚、葬祭貸付を特別貸付に変更(4月) 特別(入学・修学)貸付の対象範囲に外国の教育機関を追加(4月)		

年	共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ
平成15	<p>継続療養の廃止(4月)</p> <p>本人医療費の自己負担割合の引上げ(2割→3割)(4月)</p> <p>総報酬制の導入(4月)</p> <p>外来の際の薬剤に係る一部負担金制度の廃止(4月)</p> <p>住宅・災害貸付に貸付制限(4月)</p> <p>地方独立行政法人法の施行により長期組合員(派遣職員)は一般組合員となる(4月)</p> <p>乳がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診事業の新設(4月)</p>	平成18	<p>高額療養費の自己負担限度額の引上げ <72,300円→80,100円、上位所得者139,800円→150,000円>(10月)</p> <p>災害時の自己負担の減免措置の新設(10月)</p> <p>入院時生活療養費、保険外併用療養費の新設(10月)</p> <p>療養病床に長期入院する70歳以上に係る食費・居住費が自己負担(10月)</p> <p>特定療養費の廃止(10月)</p>
平成16	<p>市町村合併による所属所統合</p> <p>一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正<15,000円→20,000円>(4月)</p> <p>出産貸付の新設(4月)</p> <p>肺がん検診(デジタルCR、ヘルカルCT)新設(4月)</p> <p>メンタルヘルス講座の新設(4月)</p> <p>脳ドック利用助成の新設(4月)</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律成立(10月)</p> <p>・マクロ経済スライドによる年金額の調整</p> <p>・地共済年金と国共済年金の財源単位の一元化</p>	平成19	<p>傷病手当金、出産手当金の給付日額の見直し(4月)</p> <p>任意継続組合員の傷病手当金及び出産手当金の廃止(4月)</p> <p>資格喪失後の出産手当金の廃止(4月)</p> <p>出産費・家族出産費・同附加金の受取代理制度の導入(4月)</p> <p>70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化(4月)</p> <p>離婚時の共済年金分割制度の導入(4月)</p> <p>市町村の共済組合の年金給付事業の一元的処理(4月)</p> <p>遺族共済年金の支給方法の見直し(4月)</p> <p>65歳以降の退職共済年金の繰下げ支給制度の導入(4月)</p> <p>育児休業手当金の給付率の引上げ<40%→50%>(10月)</p>
平成17	<p>職場用衛生材料補助事業の休止(3月)</p> <p>省令に該当する場合、育児休業手当金の支給期間延長<1年→1年6ヶ月>(4月)</p> <p>育児休業手当金・介護休業手当金に給付上限相当(日額)の設定(4月)</p> <p>歯科健診補助事業の新設(4月)</p> <p>電話健康相談・メンタルヘルス相談事業の新設(4月)</p> <p>個人情報保護法全面施行(4月)</p>	平成20	<p>58歳年金見込額通知(3月)</p> <p>レクリエーション体育大会等補助事業の廃止(3月)</p> <p>レクリエーション文化教養活動補助事業の廃止(3月)</p> <p>郡市競技大会補助事業廃止(3月)</p> <p>老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正(4月)</p> <p>退職者医療制度の廃止。経過措置として平成26年度まで現行制度を存続(4月)</p> <p>義務教育就学前の乳幼児の自己負担2割(4月)</p> <p>後期高齢者医療制度、前期高齢者医療制度の創設(4月)</p> <p>70歳以上の高齢者の一般に係る自己負担割合の引上げ<1割→2割>(4月)</p> <p>高額医療・高額介護合算制度の創設(4月)</p> <p>第3号被保険者期間についての共済年金分割制度の導入(4月)</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の開始(4月)</p> <p>1日ドック等利用助成の対象年齢を30歳以上に(4月)</p> <p>歯科健診補助額の引上げ<1,000円→2,000円>(4月)</p> <p>公務員共済ねんきん特別便送付(4~6月)</p> <p>物資事業の償還方法を元利均等償還に変更(7月)</p> <p>全国健康保険協会の設立(10月)</p>
平成18	<p>プール利用助成事業の廃止(3月)</p> <p>健康組合員等表彰の廃止(3月)</p> <p>入院時食事療養費に係る標準負担額の変更<1日単位→1食単位>(4月)</p> <p>一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正<20,000円→25,000円>(4月)</p> <p>共済組合ホームページ開設(4月)</p> <p>貸付制度の見直し(400万円を超える住宅貸付・災害貸付に抵当権設定、一部負担金新設)(4月)</p> <p>インフルエンザ予防接種補助事業の新設(4月)</p> <p>健康講習会補助事業新設(4月)</p> <p>人間ドック等利用者の一部負担割合の変更(4月)</p> <p>福祉施設利用助成額改正<1泊当たり2,000円→1,000円>(4月)</p> <p>障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金の併給(4月)</p> <p>えひめ共済会館の宿泊サポートプラン開始(6月)</p> <p>70歳以上の高齢者の高所得者に係る本人自己負担割合の引上げ<2割→3割>(10月)</p> <p>出産費、埋葬料の定額化<出産費・家族出産費350,000円、埋葬料・家族埋葬料50,000円>(10月)</p> <p>埋葬料、家族埋葬料に係る附加金の引上げ<25,000円→50,000円>(10月)</p>	平成21	<p>産科医療補償制度の開始、対象分娩の場合は出産費・家族出産費に3万円を加算(1月)</p> <p>人間ドック等利用助成方法を定率助成から定額助成に変更<定額24,000円>(4月)</p> <p>公務員共済年金のお知らせ送付(8月)</p> <p>出産費・家族出産費の支給額の引上げ<350,000円→390,000円>(10月)</p> <p>出産費附加金・家族出産費附加金の支給停止(10月)</p> <p>出産費等の直接支払制度の創設、出産費等の受取代理制度の廃止(10月)</p> <p>物資事業で組合員割引を開始(10月)</p>

年	共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ
平成21	えひめ共済会館耐震補強改修工事(平成22年5月末まで休館)(12月)	平成23	出産費等の直接支払制度の改善、出産費等の受取代理制度の実施(4月) 出産費附加金・家族出産費附加金の廃止(4月) 福祉施設利用助成対象施設の見直し(4月) 人間ドック等利用助成額の改正(24,000円→14,000円)(4月) がん検診等補助額の引上げ(4月) ミニドックにHbA1c検査を新設(4月) 四国4県共同企画「四国旅劇場」開始(～平成24年度末まで)(7月)
平成22	メンタルヘルス講座廃止(3月) 育児休業手当金の休業中支給分と6月後支給分を統合し、全額休業中に支給(4月) 一部負担金払戻金、家族療養費附加金の改正(支給額1,000円未満は支給しない)(4月) 地共済年金情報WEBサイトの開設(4月) 育児休業手当金の改正(父母ともに育児休業を取得する場合、給付期間を1歳から1歳2ヶ月までに延長)(6月) えひめ共済会館営業再開(6月) 〃 ホームページをリニューアル(宿泊予約開始)(6月)		平成24
平成23	歯科健診補助事業の廃止(3月) 補装具購入・修理助成事業の廃止(3月) 在宅介護助成事業の廃止(3月)		

組合会議員選挙結果

11月21日(水)、任期満了に伴う組合会議員選挙を県内3選挙区で実施し、次の方々が当選されました。

市町村長である議員			市町村長以外の組合員である議員		
選挙区	氏名	所属所	選挙区	氏名	所属所
第1区	石川 勝行	新居浜市	第1区	志賀 仁士	今治市
	伊藤 宏太郎	西条市		武田 誠一郎	今治市
第2区	高須賀 功	東温市	第2区	池田 正司	松山市
	清水 裕	大洲市		村上 一郎	大洲市
	稲本 隆壽	内子町		和田 雅志	久万高原町
第3区	大城 一郎	八幡浜市	第3区	清家 新生	宇和島市
	甲岡 秀文	鬼北町		二宮 洋之	鬼北町

※市町村長である議員の選挙区第1区で当選された伊藤宏太郎西条市長は、平成24年11月27日に西条市長の職を退任されましたので、これに伴う補欠選を12月中に実施する予定です。

利用助成条件を見直しました！

～えひめ共済会館～

平成25年1月1日から、公費出張によるえひめ共済会館の利用は、助成(えひめ共済会館利用助成、新婚利用助成、永年勤続利用助成)の対象となりませんのでご注意ください。

忘年会・新年会プラン

- ・和会席 3,500円～4,500円(すべて税込価格)
- ・和洋コース 3,500円～4,500円
- ・和洋卓料理 3,500円～4,500円

おすすめ料理



写真は和会席4,500円



写真は和洋コース4,500円

飲み放題 お一人様 **1,500円** (税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・チューハイ・ソフトドリンク
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール



※その他ご予算に合わせた各種料理・鯛コースもご用意させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況 (11月14日現在)

● 余裕あり ▲ あと僅か ✕ 満室

12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●	●	✕	✕	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」平成25年3月31日まで

現在お手持ちのスタンプは平成25年4月1日以降は無効となりますのでお早目にご利用下さい。

どこに宿泊されても 1県目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)
2県目 10%off 3県目 50%off 4県目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて
好評承り中!!

— 組合の現況 — (平成24年10月末現在)

- ◎所属所数.....43
- ◎組合員数.....14,995人
 - 男.....9,769人
 - 女.....5,226人
- ◎平均給料月額(短期).....318,149円
- ◎被扶養者数.....18,006人
(含任継.....内252人)
- ◎任意継続組合員.....341人
- ◎年金受給者数.....16,605人

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

